

荒監査 第122号
令和5年9月27日

荒尾市長 浅田 敏彦 様
荒尾市議会議長 石崎 勇三 様
荒尾市教育委員会教育長 浦部 眞 様

荒尾市監査委員 近藤 克也
同 菅嶋 公尚

財政援助団体等に対する監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、次のとおり財政援助団体等に対する監査を実施しましたので、その結果について同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

- 1 監査の対象 財政援助団体等監査 5団体
- 2 監査の年度 令和4年度実績分
- 3 監査の結果 別紙のとおり
- 4 備考 令和4年度に市が補助金・負担金を支出している団体で、会計が市の一般会計や特別会計ではなく独自会計を採用し、かつ、事務局が市行政内部に在り、職務として市職員が事務を担当しているものの中から監査を行いました。

財政援助団体等に対する監査結果

1 監査の種別

財政援助団体等監査

ただし、令和4年度に市が補助金等を支出している団体で、会計が市の一般会計や特別会計ではなく独自会計を採用し、かつ、事務局が市行政内部にあり、職務として市職員が事務を担当しているものに限定した。

2 監査の対象

令和4年度に荒尾市が交付した補助金等の中から、下記の補助金等の交付を受けた5団体について監査を実施した。

団 体 名	補 助 金 等 の 名 称	所管課
荒尾市日中友好促進会議	日中友好促進会議運営補助金	文化企画課
荒尾市社会人権教育推進協議会	人権研究実践推進事業費補助金	人権啓発推進室
荒尾市企業誘致促進協議会	荒尾市企業誘致促進協議会負担金	産業振興課
荒尾市有害鳥獣対策協議会	若手捕獲従事者育成事業補助金	農林水産課
荒尾市社会を明るくする運動推進委員会	荒尾市社会を明るくする運動補助金	生涯学習課

3 監査の期間

令和5年9月8日から9月20日まで

4 監査の範囲と方法

対象補助金事務は、補助金を交付する市側の職員が、交付を受ける財政援助団体側の事務や経理を同時に担当しているものであるから、組織としての文書管理が区分されているか、補助金等に係る出納その他の事務が適正に行われているかなどを主眼として、監査対象団体及び所管課から提出された監査調査及び関係書類を基に監査し、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

5 監査の結果

監査の対象とした財政援助団体等の出納その他の事務の執行及び所管課の事務処理については、おおむね適正に執行されていると認められた。

個別の監査の所見は、次に記載したとおりである。

(1) 荒尾市日中友好促進会議

今回の事業は、日中国交正常化50周年及び熊本県日中協会設立50周年を記念し、熊本県内の留学生を対象として市内施設の視察や記念講演、演奏会などの文化交流会が開催された。

事務の執行を見てみると、市側はおおむね適正だったが、団体側は会計処理で領収書に宛名が無いものや、決裁日の記載漏れ、また決裁日前に支払いが完了する等、不備なものが見受けられた。今後は支払い事務のルールに沿って適正に執行されたい。

日中友好促進会議におかれては、これからも各種事業の実施や日中友好諸団体との交流などを展開され、友好活動が更に深まることを期待する。

(2) 荒尾市社会人権教育推進協議会

通帳の写し、収入伺、支出伺、領収書等を照合したところ、一部で支出伺の記入漏れや領収書の宛名相違等が見受けられるものの、おおむね適正に執行されていた。また、活動費の支出人数の根拠や謝金の講師と振込先との関係性が不明等の疑問点もあった。

交付手続きは「荒尾市補助金等交付規則」により行われているが、最終的な確定通知書（様式第8号）が交付されていない。また、団体の名称変更後も、以前の名称のまま記載されている箇所が複数あった。

昨今の報道でも人権問題がクローズアップされる等とても重要な課題であり、今後も人権教育の推進に寄与されることを期待する。

(3) 荒尾市企業誘致促進協議会

企業立地の意向調査や働きかけの事業及び荒尾出身者や関係者で組織される関東や関西地域などの団体との交流や情報交換を通して、荒尾市内への企業誘致を推進している。事務局は産業振興課にあり、会長名で荒尾市に負担金請求書が提出され、荒尾市の一般会計から負担金が納入されている。

業務の委託契約などについては市の事務手続きに倣い、収入や支出においても個別に調書を作成し事務局内で決裁が行われている。一部の請求書、領収書に宛名や日付の漏れが散見されるが、書類は整理され領収証等は全て揃っている。

(4) 荒尾市有害鳥獣対策協議会

市側と協議会側の書類は区分けし、それぞれのファイルに整理されていた。また、通帳の写し、収入伺、支出伺、領収書を照合したところ、適正に執行されていた。

令和4年度に交付された若手捕獲従事者育成事業補助金は、農作物被害を防止する対策の一つとして、若手農業者等を有害鳥獣の捕獲者として育成支援するため、狩猟捕獲免許取得のための支援及び先進地視察等に取り組んでおり、次世代の担い手の育成に大いに期待する。

(5) 荒尾市社会を明るくする運動推進委員会

団体としての自主財源は無く、荒尾市から150,000円、社会福祉協議会から34,000円の助成を受けて活動を行っている。事務局は生涯学習課の少年指導センターであり、毎年、法務省主唱の「社会を明るくする運動」に合わせて各種事業が行われている。

収入、支出ともに連番により個別に調書が作成され決裁が行われている。また、団体として荒尾市に対する補助金申請等の手続きや受領した指令書も内部決裁が行われており、領収証等の整理もきちんと行われている。

繰越金については補助金等交付決定通知書の中で、精算時における不用額について限度額の教示が行われており、当年度はその額を超えないことから不用額はそのまま次年度へ繰り越すこととされている。全体を通してよく整理がされている。